

社会福祉法人美咲会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人美咲会の役員、評議員及び委員会委員の報酬に関し必要な事項を定めるものである。

(定義)

第2条 この規定において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1)役員とは、理事及び監事をいう。
- (2)評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (3)委員会委員とは、苦情対応第三者委員をいう。
- (4)費用とは、職務遂行に伴い、発生する旅費(交通費・宿泊費)等の経費であり、報酬とは明確に区分するものとする。

(報酬)

第3条 各年度による報酬総額の上限は、評議員30万円、役員50万円、委員会委員10万円を超えない範囲で評議員会において定める報酬等の支給基準に従って算定した額を報酬として支給することができる。

2 役員、評議員及び委員会委員が出席をした時の報酬は、表1の報酬を支給することができる。

(業務の種類)

第4条 役員等報酬を支給する業務の種類は、次の各号に定めるところによる。

- (1)理事、監事が理事会に出席したとき
- (2)評議員及び役員が評議員会に出席したとき
- (3)監事による監事監査を行ったとき又は法人及び施設の行政機関による監査の立会いのとき
- (4)役員の研修参加及び他の施設の視察業務など理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたったとき
- (5)苦情対応第三者委員が理事会に出席したとき
- (6)その他理事長が必要と認めた業務を執行したとき

(費用)

第5条 役員、評議員が、法人業務のため出張する場合は、社会福祉法人美咲会旅費規程に準じてその費用等を支給することができる。

(支給方法)

第6条 報酬の支給は、報酬の支給事由が発生した都度、現金をもって本人に支払うものとする。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額(源泉所得税)を控除して支給する。

(兼務役員)

第7条 施設の職員を兼務する役員及び委員は、この規定を適用しない。

(役員等の職務証跡)

第8条 役員等は、法人職務証跡資料として、タイムカード（職務証跡）の作成に協力するものとする。

(改廃)

第9条 本規程の改廃は、評議員会の決議を経なければならない。

(公表)

第10条 法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条に定める役員報酬等の支給の基準として公表する。

付 則

この規程は、平成24年4月1日より適用する。

平成28年3月28日 改訂

(平成29年6月21日 評議員会承認)

令和2年3月23日 改訂

表1 (単位：円)

	役員等報酬
理事会	7,000
監事監査・監査立会	7,000
評議員会	7,000
苦情対応第三者委員	5,000

※源泉所得税を控除した金額を支給する。